

瀬戸西高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は愛知県立瀬戸西高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は愛知県立瀬戸西高等学校生徒を会員とする。

第3条 本会の目的は生徒会の活動を通じて自律的、自主的精神を養い、社会の形成者として、ふさわしい資質を体得し、併せて校風を発揚することにある。

第4条 本会の活動期間は1年を2期に分け前期は4月1日より9月30日まで、後期は10月1日より3月31日までとする。

第2章 役 員

第5条 本会に会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名の計5名をおき、これらを役員とする。

第6条 役員は全校生徒の直接選挙による。

第7条 会長は本会の首長であり本会を代表し役員会、特別委員会の議長となる。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長不在又は執行不能の場合はその代理をする。

第9条 書記は生徒会全般にわたる記録の整理保管に当たる。

第10条 会計は本会の財政を司る。

第11条 生徒会役員選挙規定は別に定める。

第3章 議 会

第12条 議会は生徒会活動の議決機関であり役員と各ホームルーム2名の議員（室長、副室長）によって構成される。

第13条 生徒議会運営細則は別に定める。

第4章 役員会

第14条 役員会は役員並びに各常任委員会の長をもって構成する。

第15条 役員会は生徒会活動の企画に当たる。

第5章 常任委員会

第16条 議会は以下の常任委員会を設け正副委員長を置く。前期、学芸常任委員長並びに運動常任委員長は、原則として議員を兼務しない。委員長を選出したクラスの議員はLT委員で充当する。

総務常任委員会 学芸常任委員会

運動常任委員会

第17条 総務常任委員会は生徒会活動全般にわたる事項並びに他の常任委員会に属さない事項に関する企画に当たる。

第18条 学芸常任委員会、運動常任委員会は生徒会行事の企画に当たる。

第19条 各常任委員会は若干名よりなり、各委員は議員から議会によって選出される。

第6章 ホームルーム

第20条 会員は各ホームルームに所属する。

会員はホームルームを通じて、生徒会活動に参加するものとする。

第21条 ホームルームには各委員をおき、ホームルームにて選出する。

第22条 ホームルームの各委員によって構成される委員会はそれぞれの委員会の運営に当たる。

第23条 ホームルームの委員は別に示す。

第7章 特別委員会

第24条 特別委員会は必要に応じ議会の承認を経て設けられ、委員は議員の中から会長が任命する。

第8章 財政

第25条 本会の財政は原則として会費よりまかなう。会費の額を決定し、又は変更する場合は議会の議決を経なければならない。

第9章 顧問

第26条 本会の顧問（教員）をおく。

第27条 顧問は役員会、議会、常任委員会、特別委員会等に出席し助言指導する。

第10章 最終決定権

第28条 校長は生徒会の活動に関する如何なる議決に関しても最終決定権を保有する。

第11章 会則の改正

第29条 本会則の改正は総議員の3分の2以上の賛成で議会が承認し会員の3分の2以上によって承認された後、校長により許可され施行される。

第12章 会則の成立

第30条 本会則は議会の3分の2以上の承認により、全会員に報告し校長の承認を得て成立する。

第13章 補則

第31条 本会の運営に当たって必要あるときは細則を設けることができる。

第32条 本会則は平成5年4月1日より施行する。

<付 則>

1. 本会則は昭和54年4月5日より施行する。
2. 本会則は平成5年4月1日より施行する。
3. 本会則は平成13年1月18日より施行する。